

A Note on Translations

This document was originally prepared in English by a working group of the International Bar Association and was adopted by IBA Council Resolution.

In the event of any inconsistency between the English language versions and the translations into any other language, the English language version shall prevail.

The IBA would like to acknowledge the work of Japan Association of Arbitrators (JAA) in the translation of these Rules.



the global voice of
the legal profession

International Bar Association
4th Floor, 10 St Bride Street
London EC4A 4AD
United Kingdom

Tel: +44 (0)20 7842 0090
Fax: +44 (0)20 7842 0091

www.ibanet.org

(社団法人日本仲裁人協会による日本語訳 (2010年9月17日))
(Translation by the Japan Association of Arbitrators, 17 September 2010)

[翻訳者註] 疑義がある場合には、原文英語版を参照して下さい。
[Translator's Note] Please refer to the original English version in the case of any questions.

IBA 国際仲裁証拠調べ規則

IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration

2010年5月29日
国際法曹協会理事会承認

国際法曹協会 (International Bar Association)
10th Floor, 1 Stephen Street
London W1T 1AT
United Kingdom (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)
電話 : +44 (0) 20 7691 6868
FAX : +44 (0) 20 7691 6544
www.ibanet.org

ISBN : 978094871154X

全ての権利を留保します。

著作権表示 International Bar Association 2010

[翻訳者註] 上記の著作権表示は原文に関するものです。

目次

作業部会メンバー	(原文 i 頁)
IBA 証拠規則レビュー小委員会メンバー	(原文 iii 頁)
仲裁委員会について	(原文 1 頁)
序文	(原文 2 頁)
規則本文	(原文 4 頁)

作業部会メンバー (Members of the Working Party)

David W Rivkin <i>Chair, SBL Committee D (Arbitration and ADR) Debevoise & Plimpton LLP, New York, USA</i>	SBL D 委員会委員長 アメリカ合衆国
Wolfgang Kühn <i>Former Chair, SBL Committee D Heuking Kühn Lüer Wojtek, Düsseldorf, Germany</i>	SBL D 委員会前委員長 ドイツ連邦共和国
Giovanni M Ughi <i>Chair Ughi e Nunziante Studio Legale, Milan, Italy</i>	部会長 イタリア共和国
Hans Bagner <i>Advokatfirman Vinge KB, Stockholm, Sweden</i>	スウェーデン王国
John Beechey <i>International Chamber of Commerce, Paris, France</i>	フランス共和国
Jacques Buhart <i>Herbert Smith LLP, Paris, France</i>	フランス共和国
Peter S Caldwell <i>Caldwell Ltd, Hong Kong</i>	香港特別行政区
Bernardo M Cremades <i>B Cremades y Asociados, Madrid, Spain</i>	スペイン
Emmanuel Gaillard <i>Shearman & Sterling LLP, Paris, France</i>	フランス共和国
Paul A Gélinas <i>Gélinas & Co, Paris, France</i>	フランス共和国

- Hans van Houtte
*Katholieke Universiteit Leuven,
Leuven, Belgium* ベルギー王国
- Pierre A Karrer
Zurich, Switzerland スイス連邦
- Jan Paulsson
*Freshfields Bruckhaus Deringer LLP,
Paris, France* フランス共和国
- Hilmar Raeschke-Kessler
*Rechtsanwalt beim Bundesgerichtshof,
Karlsruhe-Ettlingen, Germany* ドイツ連邦共和国
- V V Veeder, QC
*Essex Court Chambers,
London, England* イングランド
- O L O de Witt Wijnen
*Nauta Dutilh,
Rotterdam, Netherlands* オランダ王国

IBA 証拠規則レビュー小委員会メンバー (Members of the IBA Rules of Evidence Review Subcommittee)

Richard H Kreindler <i>Chair</i> <i>Review Subcommittee</i> <i>Shearman & Sterling LLP,</i> <i>Frankfurt, Germany</i>	レビュー小委員会委員長 ドイツ連邦共和国
David Arias <i>Perez-Llorca,</i> <i>Madrid, Spain</i>	スペイン
C Mark Baker <i>Fulbright & Jaworski LLP,</i> <i>Houston, Texas, USA</i>	アメリカ合衆国
Pierre Bienvenu <i>Co-Chair 2008-2009</i> <i>Arbitration Committee</i> <i>Ogilvy Renault LLP,</i> <i>Montreal, Canada</i>	仲裁委員会共同委員長 (2008年～2009年) カナダ
Amy F Cohen <i>Review Subcommittee Secretary</i> <i>Shearman & Sterling LLP,</i> <i>Frankfurt, Germany</i>	レビュー小委員会事務局 ドイツ連邦共和国
Antonias Dimolitsa <i>Antonias Dimolitsa & Associates,</i> <i>Athens, Greece</i>	ギリシャ共和国
Paul Friedland <i>White & Case LLP,</i> <i>New York, USA</i>	アメリカ合衆国
Nicolas Gamboa <i>Gamboa & Chalela Abogados,</i> <i>Bogota, Colombia</i>	コロンビア共和国
Judith Gill, QC <i>Co-Chair 2010-2011</i> <i>Arbitration Committee</i> <i>Allen & Overy LLP</i>	仲裁委員会共同委員長 (2010年～2011年)

<i>London, England</i>	イングランド
Peter Heckel <i>Hengeler Mueller Partnerschaft von Rechtsanwälten, Frankfurt, Germany</i>	ドイツ連邦共和国
Stephen Jagusch <i>Allen & Overy LLP, London, England</i>	イングランド
Xiang Ji <i>Fangda Partners, Beijing & Shanghai, China</i>	中華人民共和国
Kap-You (Kevin) Kim <i>Bae, Kim & Lee LLC, Seoul, South Korea</i>	大韓民国
Toby T Landau, QC <i>Essex Court Chambers, London, England</i>	イングランド
Alexis Mourre <i>Castaldi Mourre & Partners, Paris, France</i>	フランス共和国
Hilmar Raeschke-Kessler <i>Rechtsanwalt beim Bundesgerichtshof, Karlsruhe-Ettlingen, Germany</i>	ドイツ連邦共和国
David W Rivkin <i>Debevoise & Plimpton LLP, New York, USA</i>	アメリカ合衆国
Georg von Segesser <i>Schellenberg Wittmer, Zurich, Switzerland</i>	スイス連邦
Essam Al Tamimi <i>Al Tamimi & Company, Dubai, UAE</i>	アラブ首長国連邦
Guido S Tawil <i>Co-Chair 2009-2010 Arbitration Committee M& M Bomchil Abogados, Buenos Aires, Argentina</i>	仲裁委員会共同委員長 (2009年～2010年) アルゼンチン共和国

Hiroyuki Tezuka
Nishimura & Asahi,
Tokyo, Japan

日本国

Ariel Ye
King & Wood,
Beijing, China

中華人民共和國

仲裁委員会（Arbitration Committee）について

仲裁委員会は、国際法曹協会（International Bar Association）法律実務部門（Legal Practice Division）における国境を越えた紛争の仲裁に関する法、法律実務及び手続にフォーカスした委員会として設立され、現在は 90 カ国以上からの 2300 人以上のメンバーを有し、会員は着実に増加している。

本委員会は、出版や会議を通じて国際仲裁に関する情報を共有し、それらの活用を促進し実効性を高めることを目指してきた。本委員会は、常任小委員会に加えて、適宜、タスクフォースを組んで特定の論点に取り組んでいる。本規則〔翻訳者註：原文は「本改正規則」〕の公表時点においては、本委員会は 4 つの小委員会、すなわち、証拠規則小委員会、投資協定仲裁小委員会、利益相反小委員会及び仲裁判断承認執行小委員会を有しており、2 つのタスクフォース、すなわち、仲裁における弁護士倫理タスクフォース及び仲裁合意タスクフォースを有している。

序文

「IBA 国際仲裁証拠調べ規則 (IBA 証拠規則) (IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration)」は、「IBA 国際商事仲裁証拠調べ規則」(IBA Rules on the Taking of Evidence in International Commercial Arbitration) の改正版であり、i 頁から ii 頁 [翻訳者註：頁数は原文のもの。] に掲載されたメンバーからなる仲裁委員会作業部会により作成されたものである。

IBA が本規則を公表するのは、国際仲裁において当事者及び仲裁人にとって効率的、経済的及び公正な証拠調べ手続の手助けとするためである。本規則は、証拠調べ期日の手続と並んで、文書の提出、事実証人、専門家証人、検証及びの仕組みを定めている。本規則は、国際仲裁に適用される仲裁機関規則、アドホック規則及びその他の規則・手続と併せて用いられ、組み合わせで適用されることを意図している。IBA 証拠規則は、多くの法大系で用いられるような手続を反映しており、特に当事者が異なる法律文化圏の出身であるときに有用である。

1999 年の公表時から、「IBA 国際商事仲裁証拠調べ規則」は、国際仲裁実務界で広く受け容れられてきた。2008 年、当時仲裁委員会の共同委員長であった Sally Harpole 女史及び Pierre Bienvenu 氏が発起人となり、レビュー作業が開始された。本規則 [翻訳者註：原文は「改正 IBA 証拠規則」] は、1999 年作業部会の支援を得て IBA 証拠規則レビュー小委員会により練り上げられた。本規則 [翻訳者註：原文は「改正規則」] は、「IBA 国際商事仲裁証拠調べ規則」に替わるものであるが、そもそも「IBA 国際商事仲裁証拠調べ規則」は、1983 年に公表された「IBA 国際商事仲裁の証拠提出採否のための補充規則 (IBA Supplementary Rules Governing the Presentation of Evidence in International Commercial Arbitration)」に替わるものであった。

当事者は、仲裁条項において IBA 証拠規則を採用しようとするならば、条項中に選択肢のうちの 1 つを選びつつ、下記の文言を追加することが推奨される。「当事者は、(当事者が選択する仲裁機関規則、アドホック規則又はその他の規則に加えて、) 仲裁手続が (本合意/仲裁手続の開始) 日において最新の IBA 証拠規則に従って行われることに合意する。」

さらに、当事者及び仲裁廷は、IBA 証拠規則の全部又は一部を、仲裁手続の開始時又はその後の時点においても、採用することができる。仲裁手続の進展に応じて IBA 証拠規則を変更して使用し、又はガイドラインとして使用することもできる。

IBA 証拠規則は、2010 年 5 月 29 日、IBA 理事会決議により承認された。IBA 証拠規則は英語で書かれているが、その他の言語への翻訳が計画されている。IBA 証拠規則は IBA に注文すれば入手できるほか、以下のウェブサイトからダウンロードすることができる。<http://tinyurl.com/iba-Arbitration-Guidelines>.

2010 年 5 月 29 日
仲裁委員会共同委員長
Guido S Tawil
Judith Gill, QC

規則本文

前文

1. 「IBA 国際仲裁証拠調べ規則」は、国際仲裁、特に異なる法伝統を有する当事者間の国際仲裁における証拠調べにおいて、効率的、経済的及び公正な手続を示すことを目的としている。本規則は、仲裁手続に適用される法令及び仲裁機関規則、アドホック規則又はその他の規則を補うものとして考えられた。
2. 当事者及び仲裁廷は、IBA 証拠規則を仲裁手続に適用するべく、その全部又は一部を採用し、又は仲裁手続の進展に応じて IBA 証拠規則を変更して使用し若しくはガイドラインとして使用することもできる。本規則は、本来有しており、かつ、国際仲裁の長所でもあるところの柔軟性を制限するものではなく、当事者及び仲裁廷は、各仲裁手続の特定の状況に合わせて本規則を自由に適合させればよい。
3. 証拠調べは、各当事者が信義に従い誠実に行為すること、及び証拠調べ期日又は事実若しくは内容に関する決定に先だって他の当事者が依拠するところの証拠について知る権利があることを原則として、行われなければならない。

定義

IBA 証拠規則において：

「仲裁廷」とは、単独の仲裁人又は複数の仲裁人の合議体をいう。

「申立人」とは、仲裁を申し立てた当事者及び併合（joinder）その他の方法を通じて当該当事者と共同する者をいう。

「文書」とは、紙媒体又は電子的方法、聴覚的方法、視覚的方法若しくはその他の方法のいずれの方法により記録又は保存されているかを問わず、あらゆる種類の書面、通信、画像、描写、プログラム又はデータをいう。

「証拠調べ期日」とは、連続して開かれるか否かを問わず、現実の出席、電話会議、ビデオ会議又はその他の手段により、仲裁廷が口頭その他による方法による証拠の提出を受ける審問期日（hearing）をいう。

「専門家意見書」とは、仲裁廷選定専門家証人又は当事者選定専門家証人による書面による意見をいう。

「一般規則」とは、当該仲裁手続に対し適用される仲裁機関規則、アドホック規則又はその他の規則をいう。

「IBA 証拠規則」又は「本規則」とは、IBA 国際仲裁証拠調べ規則をいい、随時なされうる改正又は修正を含む。

「当事者」とは、仲裁手続の当事者をいう。

「当事者選定専門家証人」とは、当事者の設定した特定の事項について報告するために、当事者により選定された者又は団体をいう。

「文書提出要求 (Request to Produce)」とは、他の当事者に対し文書の提出を求める、当事者が行う書面による要求をいう。

「被申立人」とは、申立人の請求の相手方となっている当事者及び併合 (joinder) その他の方法を通じて当該当事者と共同する者をいい、反対請求を申し立てた被申立人を含む。

「仲裁廷選定専門家証人」とは、仲裁廷の設定した特定の事項について報告するために、仲裁廷により選定された者又は団体をいう。

「証人陳述書」とは、事実証人による証言を記載した書面をいう。

第1条 適用範囲

1. 当事者が IBA 証拠規則を適用することに合意したとき、又は仲裁廷が決定したときは、本規則が証拠調べに適用される。ただし、本規則のいずれかの条項が、両当事者及び仲裁廷により当該仲裁事件に適用されるものとされた法令の強行規定に抵触すると判断されるおそれのあるときを除く。
2. 当事者が IBA 証拠規則を適用することに合意したときは、異なる表示 (contrary indication) がなされていない限り、当事者は、合意をした時点において最新版の本規則を適用することに合意したものとみなされる。
3. IBA 証拠規則と一般規則とが抵触するときは、当事者が異なる合意をしない限り、仲裁廷は、一般規則及び IBA 証拠規則双方の目的を達するため最も適切と考える方法により、IBA 証拠規則を適用しなければならない。
4. IBA 証拠規則の意味内容に関して疑義 (dispute) が生じたとき、仲裁廷は、本規則を本規則の目的に照らし及び当該仲裁事件にとって最も適切に解釈しなければならない。
5. IBA 証拠規則にも一般規則にも規定がなく、当事者間にも別段の合意がない事項については、仲裁廷は、IBA 証拠規則の一般原則に従い、適切と考えられる方法により証拠調べを行うことができる。

第2条 証拠調べに関する事項についての協議

1. 仲裁廷は、効率的、経済的及び公正な証拠調べ手続について合意するために、手

続中できる限り速やかにかつ適切な時期に当事者と協議し、また当事者相互の協議を促さ (invite) なければならない。

2. 証拠調べに関する事項の協議は、証拠調べの範囲、時期及び方法を対象とすることができ、以下の事項を含むものとする。
 - (a) 証人陳述書及び専門家意見書の準備及び提出
 - (b) 証拠調べ期日における証人尋問
 - (c) 文書の提出について適用される要件、手続及び形式
 - (d) 仲裁における証拠に対し与えられる秘密保護の程度
 - (e) 証拠調べに関連する効率性、経済性及び資源保護 (conservation of resources) の促進
3. 仲裁廷は、適当と判断する限り速やかに、当事者に対し、以下の事項を明示する (identify) ことが奨励される。
 - (a) 仲裁廷が、当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ当該仲裁事件の結果にとって重要であるとみなす可能性のある事項、及び／又は
 - (b) 当該事項について中間的判断を行うことが適当であるとされる可能性のある事項

第3条 文書

1. 各当事者は、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁廷及び他の当事者に対し、既に他の当事者から提出されているものを除き、公文書及び公知文書を含む、自らが依拠する入手可能な全ての文書を提出しなければならない。
2. いかなる当事者も、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁廷及び他の当事者の双方に対し、文書提出要求を提出 (submit) することができる。
3. 文書提出要求には、以下の事項を含むものとする。
 - (a) (i) 特定可能な程度の各文書の表示、又は
(ii) 存在することが合理的に認められる対象文書の十分に限定かつ特定されたカテゴリーの表示 (文書の趣旨 (subject matter) 等)。ただし、対象文書が電子的形式で保存されているときは、文書提出要求を行った当事者は、特定のファイル名、検索条件、個人名、又は効率的かつ経済的に対象文書を検索するための他の方法により特定することができ、また、仲裁廷は同様の特定を命じることができる。
 - (b) 対象文書が、どのように当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ当該仲裁事件の結果にとって重要であるのかについての記述、並びに
 - (c) (i) 文書提出要求を行った当事者が対象文書を所持、管理若しくは支配していない旨の記述、又は文書提出要求を行った当事者が対象文書を提出する場合に当該当事者にとって不合理な負担となる理由の記述、及び
(ii) 文書提出要求を行った当事者において他の当事者が対象文書を所持、管理又は支配していると信じる理由の記述
4. 文書提出要求を受けた当事者は、仲裁廷が定めた期間内に、他の当事者に対し、

さらに仲裁廷の命令があれば仲裁廷に対し、自ら所持、管理又は支配する全ての対象文書のうち異議のないものを提出しなければならない。

5. 文書提出要求を受けた当事者は、対象文書の全部又は一部につき異議があるときは、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁廷及び他の当事者に対し、書面により異議を述べなければならない。当該異議の事由は、第 9.2 条に規定する事由又は第 3.3 条の要件の不充足のいずれかとする。
6. 仲裁廷は、当事者から異議の申立てがあったときは、関連当事者に対し、当該異議を解決することを目的として協議するよう促す (invite) ことができる。
7. いずれの当事者も、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁廷に対し、異議に対する判断を求めることができる。その場合、仲裁廷は、適時に、他の当事者と協議のうえ、文書提出要求及び異議について検討しなければならない。仲裁廷は、文書提出要求を受けた当事者に対し、当該当事者が所持、管理又は支配しているあらゆる対象文書のうち、(i) 文書提出要求を行った当事者が立証しようとする事項が当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ当該仲裁事件の結果にとって重要であり、(ii) 第 9.2 条に規定するいかなる異議事由も適用されず、かつ (iii) 第 3.3 条に規定する要件が充足されていると判断したものについて、提出を命ずることができる。提出命令の対象となった全ての文書は、他の当事者に対し、さらに仲裁廷の命令があれば仲裁廷に対し、提出 (produce) されなければならない。
8. 文書を検討しなければ異議の正当性 (propriety) を判断できないときは、例外的に、仲裁廷は、当該文書を仲裁廷自身によっては検討しないものとしてすることができる。その場合、仲裁廷は、当事者と協議のうえ、独立かつ公平な専門家を選任することができる。当該専門家は、秘密保持義務を負い、当該文書を検討し、かつ当該異議について報告する義務を負う。仲裁廷が当該異議を認めるときは、当該専門家は、仲裁廷及び他の当事者に対し、検討した文書の内容を開示してはならない。
9. 当事者が、仲裁手続の当事者以外の者又は団体から文書の提出を受けることを希望し、かつ、自ら当該当事者以外の者又は団体から当該文書を取得することができないときは、当該当事者は、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁廷に対し、当該文書を取得するために法令上可能なあらゆる措置を講じるよう申し立て (ask)、又は当事者自らが同様の措置を講じるための許可を申し立てる (seek leave) ことができる。当該申立て (request) は、仲裁廷及び他の当事者に対し書面により提出されなければならない。仲裁廷は、当該申立て (request) について判断しなければならない。仲裁廷は、(i) 当該文書が当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ当該仲裁事件の結果にとって重要であり、(ii) 第 3.3 条が定める要件を充足し、かつ (iii) 第 9.2 条に定めるいかなる異議事由も適用されない、と自らの裁量により判断するときは、仲裁廷が自ら適切と考える措置を講じ、当該申立てを行った当事者が同様の措置を講じることを許可し、又はその他の当事者に対し同様の措置を講じるよう命じなければならない。
10. 仲裁廷は、仲裁手続が終了するまでの間いつでも、(i) 当事者に対し、文書の提

出を求め、(ii) 当事者に対し、どのような者又は団体からであるかを問わず、文書を取得するため仲裁廷が適切と考える措置を講じるため最善の努力を尽くすよう求め、又は (iii) 仲裁廷自ら同様の措置を講じることができる。これらの要請 (request) を受けた当事者は、第 9.2 条に定める事由に基づき、当該要請に対し異議を申し立てることができる。その場合、第 3.4 条乃至第 3.8 条の規定がそれぞれ適用されるものとする。

11. 当事者は、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁廷及び他の当事者に対し、提出された文書、証人陳述書若しくは専門家意見書、又は当事者によるその他の提出物において争点があられた結果として、当該当事者が依拠しようとする事になった文書又は、当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ当該仲裁事件の結果にとって重要となったと信じる文書を、追加的に提出することができる。
12. 文書の提出 (submission or production of Documents) の形式に関して：
 - (a) 文書の写しは、原本と同一でなければならず、仲裁廷の要求があれば、検証のため原本を提示しなければならない。
 - (b) 当事者により電子的形式で保存されている文書は、当該当事者にとって最も簡便又は経済的で、かつ文書の受領者にとって合理的に利用可能な形式で提出されなければならない。ただし、当事者に別段の合意があるとき、又は合意がない場合で仲裁廷が別段の判断をしたときは、この限りでない。
 - (c) 当事者は、仲裁廷が別段の判断をしない限り、本質的に内容が同一である文書の写しを複数提出することを要しない。
 - (d) 文書の翻訳は、原本とともに提出されなければならない。かつ、もとの言語を特定したうえで、翻訳であることが示されなければならない。
13. 仲裁廷及びその他の当事者は、仲裁手続において提出されたいかなる文書についても、自主的に提出されたか文書提出要求に基づき提出されたか、仲裁手続の当事者により提出されたか非当事者により提出されたかを問わず、それが公知文書に該当しない限り秘密を保持しなければならない。かつ、当該文書は、仲裁手続に関してのみ用いられるものとする。この義務 (requirement) は、開示が、当事者による法令上の義務の履行、法的権利の防御若しくは行使、又は裁判所若しくはその他の司法機関による濫用目的でない法的手続に基づく仲裁判断の執行若しくはこれに対する不服申立をするために要求されるときを除き、適用される。仲裁廷は、秘密保持に関する条件を定めた命令を出すことができる。本項の義務は、仲裁手続におけるその他の全ての秘密保持義務を何ら制限するものではない。
14. 仲裁手続が争点又は段階 (管轄、中間的判断、責任又は損害等) ごとに行われる場合、仲裁廷は、当事者と協議のうえ、文書の提出及び文書提出要求を、争点又は段階ごとに行うよう計画することができる。

第 4 条 事実証人

1. 各当事者は、仲裁廷が定めた期間内に、その証言に依拠しようとする証人及び証言を求める事項 (subject matter) を特定しなければならない。

2. 当事者又は当事者の役員、従業員その他代理人を含むいかなる者も、証人として証言することができる。
3. 当事者、当事者の役員、従業員、法律顧問その他代理人が、当該当事者の証人又は証人となりうる者と面談し、当該証人らの将来の証言内容につき議論することは、不適切とされてはならない。
4. 仲裁廷は、第 4.9 条又は第 4.10 条に従って証言を求められる証人の場合を除き、各当事者に対し、指定された期間内に、当事者がその証言に依拠しようとしている各証人の証人陳述書を、仲裁廷及び相手方当事者に対し提出するよう命ずることができる。証拠調べ期日が争点又は段階（管轄、中間的判断、責任又は損害等）ごとに開催される場合、仲裁廷又は合意がある場合の当事者は、各争点又は段階に分けて証人陳述書を提出する計画を立てることができる。
5. 各証人陳述書は、以下の事項を含むものとする。
 - (a) 証人の氏名及び住所、証人と全ての当事者との間の現在又は過去の関係（もしあれば）に関する記述、並びに当該紛争又は陳述内容に関連性を有するときには証人の経歴、資格、教育及び経験に関する記載
 - (b) 事実の全部かつ詳細な記載、及び当該事実に関する証人の情報源で、争いの対象となっている事項について当該証人が証拠とするに足りる程度のもの。証人が依拠した文書で未提出のものは提出されなければならない。
 - (c) 証人陳述書の原文で用いられた言語及び当該証人が証拠調べ期日において証言する際に使用する予定の言語の記述
 - (d) 証人陳述書の内容が真実であることの確約（affirmation）
 - (e) 証人の署名並びにその日時及び場所
6. 証人陳述書が提出されたときは、いずれの当事者も、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁廷及び他の当事者に対し、証人陳述書の改訂版又は追加の証人陳述書を提出することができる。これには、証人として従前指名されていなかった者による証人陳述書も含むが、仲裁手続において従前提出されていなかった他の当事者の提出する証人陳述書、専門家意見書又はその他の提出物に含まれた事項に対応する改訂又は追加に限る。
7. 第 8.1 条に基づく出席を求められた証人が正当な理由なく証拠調べ期日に証言のための出席をしなかった場合、仲裁廷は、仲裁廷が例外的に別段の判断をするときを除き、当該証人による当該証拠調べ期日に関連する証人陳述書を考慮してはならない。
8. 第 8.1 条に基づく証人の出席が求められていないときは、他の当事者は当該証人の証人陳述書の内容の正確性について同意したとはみなされない。
9. 当事者が、自らの要請によっては任意に出席する見込みのない者の証言を得ようとするときは、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁廷に対し、当該証人から必要な証言を得るために法令上可能なあらゆる措置を講じるよう申し立て（ask）、又は当事者自らが同様の措置を講じるための許可を申し立てる（seek leave）ことができ

る。当該申立て（request）には、対象とする証人を特定し、当該証人に証言を求める事項を表示し、当該事項が当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ当該仲裁事件の結果にとって重要である理由を明らかにしなければならない。仲裁廷は、当該申立て（request）について判断しなければならない。仲裁廷は、当該証人の証言が当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ当該仲裁事件の結果にとって重要である、と自らの裁量により判断するときは、仲裁廷が自ら適当と考える措置を講じ、当該申立てを行った当事者が同様の措置を講じることを許可し、又はその他の当事者に対し同様の措置を講じるよう命じなければならない。

10. 仲裁廷は、仲裁事件が終了するまではいつでも、当事者に対し、証拠調べ期日における証言のために証人（まだ証言していない者も含む）を出席させること又は出席させるために最善の努力をするようを命ずる（order）ことができる。当該要請を受けた当事者は、第 9.2 条に定められた理由に基づき異議を申し立てることができる。

第 5 条 当事者選定専門家証人

1. 当事者は、特定の事項に関する立証の手段として、当事者選定専門家証人に依拠することができる。仲裁廷が定めた期間内に、(i) 各当事者は、その証言に依拠しようとしている当事者選定専門家証人を特定して、その証言を求める事項（subject matter）を明らかにし、(ii) 当事者選定専門家証人は、専門家意見書を提出しなければならない。
2. 専門家意見書には、以下の事項を含むものとする。
 - (a) 当事者選定専門家証人の氏名及び住所、当事者、当事者の法律顧問及び仲裁廷との間の現在及び過去における関係（もしあれば）に関する記述、並びに当事者選定専門家証人の経歴、資格、教育及び経験に関する記載
 - (b) 当事者選定専門家証人が提供する意見及び結論を述べるにあたり従った依頼事項（instruction）についての記載
 - (c) 当事者選定専門家証人が、当事者、当事者の法律顧問及び仲裁廷から独立している旨の表明
 - (d) 当事者選定専門家証人が専門家意見及び結論の根拠とした事実についての記述
 - (e) 当事者選定専門家証人の専門家意見及び結論。結論に至るために用いた手法、証拠及び情報の記載を含み、当事者選定専門家証人が依拠する文書で未提出のものがあれば、これを提出しなければならない。
 - (f) 専門家意見書が翻訳されているときは、原文で用いられた言語及び当事者選定専門家証人が証拠調べ期日において証言する際に使用する予定の言語の記述
 - (g) 専門家意見書で表明した意見が、真に自己の意見である旨の当事者選定専門家証人の確約（affirmation）
 - (h) 当事者選定専門家証人の署名並びにその日時及び場所
 - (i) 専門家意見書に複数の署名がなされているときは、専門家意見書の全部又は一部についての各作成者の担当部分の特定

3. 専門家意見書が提出されたときは、いずれの当事者も、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁廷及び他の当事者に対し、専門家意見書の改訂版又は追加の専門家意見書を提出することができる。これには当事者選定専門家証人として従前指名されていなかった者による報告又は記述も含むが、仲裁手続において従前提出されていなかった他の当事者の提出する証人陳述書、専門家意見書又はその他の提出物に含まれた事項に対応する改訂又は追加に限る。
4. 仲裁廷は、自らの裁量により、同一又は関連した争点について専門家意見書を提出する予定の又は既に提出した当事者選定専門家証人らに対し、当該争点に関する面会協議（meet and confer）を命ずることができる。当事者選定専門家証人らは、協議において、専門家意見書の範囲内における争点について合意に達するよう努力し、合意に達した争点、意見が一致しなかった残りの部分及びその理由について書面に記録するものとする。
5. 第 8.1 条に基づく出席を求められた当事者選定専門家証人が、正当な理由なく証拠調べ期日に証言のための出席をしなかった場合は、仲裁廷は、仲裁廷が例外的に別段の判断をするときを除き、当該証拠調べ期日に関連する当該当事者選定専門家証人による専門家意見書を考慮してはならない。
6. 第 8.1 条に基づく当事者選定専門家証人の出席が求められていないときは、他の当事者が専門家意見書の内容の正確性について同意したとはみなされない。

第 6 条 仲裁廷選定専門家証人

1. 仲裁廷は、当事者と協議のうえ、仲裁廷が指定した特定の事項について報告させるため、一人又は複数の独立した専門家証人を選定することができる。仲裁廷は、仲裁廷選定専門家証人意見書へのための付託事項（terms of reference）を、当事者との協議のうえ定めなければならない。付託事項の最終版の写しは、仲裁廷が当事者に対し送付する。
2. 仲裁廷選定専門家証人は、就任を受諾する前に、仲裁廷及び当事者に対し、自己の資格に関する事項と、当事者、当事者の法律顧問及び仲裁廷から独立している旨とを表明しなければならない。当事者は、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁廷選定専門家証人の資格及び独立性に関する異議の有無を仲裁廷に通知しなければならない。仲裁廷は、異議を認めるか否かを速やかに判断するものとする。仲裁廷選定専門家証人が選定された後に、専門家証人の資格又は独立性について当事者が異議を申し立てることができるのは、選定後に当事者が認識した事由によることに限る。仲裁廷は、講ずべき措置があれば、速やかに決定しなければならない。
3. 仲裁廷選定専門家証人は、第 9.2 条の規定に基づき、当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ当該仲裁事件の結果にとって重要である限度において、当事者に対し、情報の提供、又は閲読／検証のために文書、物品、サンプル、財物、機械、システム、プロセス若しくは現場へのアクセスを求めることができる。仲裁廷選定専門家証人が有する上記の情報又はアクセスを求める権限は、仲裁廷が有する

権限と同一のものとする。当事者及びその代理人は、上記の情報を受領し、かつ上記の検証に参加する権限を有する。仲裁廷選定専門家証人と当事者との間で、かかる要求の関連性、重要性又は妥当性について意見が一致しないときは、第3.5条乃至第3.8条の規定に基づいて、仲裁廷がこれを決するものとする。仲裁廷選定専門家証人は、適切な要求又は仲裁廷の決定に対し当事者が従わなかったときにはその旨を専門家意見書に記録し、それが特定の争点の判断に対し与えた影響について記載しなければならない。

4. 仲裁廷選定専門家証人は、仲裁廷に対し、専門家意見書で報告を行う。専門家意見書は、以下の事項を含むものとする。
 - (a) 仲裁廷選定専門家証人の氏名及び住所、並びに同人の経歴、資格、教育及び経験の記載
 - (b) 仲裁廷選定専門家証人が専門家意見及び結論の根拠とした事実についての記述
 - (c) 仲裁廷選定専門家証人の専門家意見及び結論。結論に至るために用いた手法、証拠及び情報の記載を含み、仲裁廷選定専門家証人が依拠した文書で未提出のものがあれば、これを提出しなければならない。
 - (d) 専門家意見書が翻訳されているときは、原文で用いられた言語及び仲裁廷選定専門家証人が証拠調べ期日において証言する際に使用する予定の言語の記述
 - (e) 専門家意見書で表明した意見が真に自己の意見である旨の仲裁廷選定専門家証人による確約
 - (f) 仲裁廷選定専門家証人の署名並びにその日時及び場所
 - (g) 専門家意見書に複数の署名がなされているときは、専門家意見書の全部又は一部について各作成者の担当部分の特定 (attribution)
5. 仲裁廷は、当事者に対し、専門家意見書の写しを送付しなければならない。当事者は、仲裁廷選定専門家証人が調べた情報、文書、物品、サンプル、財物、機械、システム、プロセス又は検証現場について、及び仲裁廷と仲裁廷選定専門家証人間のやりとりについて、検討 (examine) することができる。当事者は、仲裁廷が定めた期間内に、当事者の提出物において、又は証人陳述書若しくは当事者選定専門家証人による専門家意見書を通じて、仲裁廷選定専門家意見書に対応／応答する機会を有する。仲裁廷は、上記の提出物、証人陳述書又は専門家意見書を、仲裁廷選定専門家証人及び他の当事者に対し送付しなければならない。
6. 仲裁廷選定専門家証人は、当事者又は仲裁廷の要求に基づき、証拠調べ期日に出席しなければならない。仲裁廷は、仲裁廷選定専門家証人に対し質問をすることができる。仲裁廷選定専門家証人は、自己の専門家意見書、当事者の提出物若しくは証人陳述書、又は第6.5条に基づき作成された当事者選定専門家証人による専門家意見書であらわれた事項に関し、当事者又は当事者選定専門家証人から質問されることがある。
7. 仲裁廷選定専門家証人が作成した専門家意見書及びその結論は、当該仲裁事件の全ての事情を十分に勘案した上で、仲裁廷によって評価される。
8. 仲裁廷が決定した方法により支給される仲裁廷選定専門家証人の報酬及び経費

は、仲裁費用の一部となる。

第7条 検証

仲裁廷は、第9.2条の定めに従い当事者の申立て又は職権により (on its own motion)、仲裁廷選定専門家証人若しくは当事者選定専門家証人に対し、現場、財物、機械若しくはその他の物品、サンプル、システム、プロセス又は文書について、仲裁廷が適切と考える方法で検証を行い、又は検証を行うよう求めることができる。仲裁廷は、当事者と協議のうえ、検証の時期及び段取り (arrangement) について決定する。当事者及びその代理人は、検証に立ち会う権利を有する。

第8条 証拠調べ期日

1. 各当事者は、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁廷及び他の当事者に対し、出席を求める証人について通知しなければならない。各証人（本条においては事実証人及び専門家証人が含まれる。）は、第8.2条に従い当事者又は仲裁廷により出席を求められたときは、証言のために証拠調べ期日に出席しなければならない。各証人は、仲裁廷が特定の証人についてビデオ会議又は類似の技術の使用を認めない限り、直接出席しなければならない。
2. 仲裁廷は、常に、証拠調べ期日における完全なる指揮権を有する。仲裁廷は、関連性がない、重要性がない、不合理な負担となる、重複する、又は第9.2条に定める異議事由に該当すると考えるときは、証人への質問、証人による回答又は証人の出席を制限又は排除することができる。主尋問及び再主尋問における証人に対する質問は、合理的な理由なく誘導するものであってはならない。
3. 証拠調べ期日における証言に関しては、
 - (a) 原則として、申立人が、申立人の証人に対し証人尋問を先に行い、その後、被申立人が、被申立人の証人に対し証人尋問を行うものとする。
 - (b) 主尋問の後で、他の当事者は、仲裁廷が決定する順番に従って、当該証人に対し反対尋問を行うことができる。主尋問を行った当事者は、他の当事者が行った反対尋問においてあらわれた事項について、再主尋問を行う機会を有する。
 - (c) 事実証人に対する尋問の後で、原則として、申立人が、申立人の当事者選定専門家証人に対し証人尋問を先に行い、その後、被申立人が、被申立人の当事者選定専門家証人に対し証人尋問を行うものとする。当事者選定専門家証人に対し主尋問を行った当事者は、他の当事者が行った反対尋問においてあらわれた事項について、再主尋問を行う機会を有する。
 - (d) 仲裁廷は、仲裁廷選定専門家証人に対し尋問を行うことができるものとし、当事者又は当事者選定専門家証人は、仲裁廷選定専門家証人に対し、仲裁廷選定専門家証人意見書、当事者の提出物又は当事者選定専門家証人意見書においてあらわれた事項について尋問することができる。
 - (e) 仲裁手続が、争点又は段階（管轄、中間的判断、責任及び損害等）ごとに行われるときは、当事者は争点又は段階ごとに証人尋問を行うことに合意する

ことができ、仲裁廷も争点又は段階ごとに証人尋問を行うことを命ずることができる。

- (f) 仲裁廷は、当事者の申立て又は職権により、証拠調べ手続の順序を変更することができる。この変更には、特定の争点ごとに証言を行うことの実施（arrangement）又は証人が同時に質問を受け互いに対面する方法（ウィットネス・カンファレンシング）を含む。
 - (g) 仲裁廷は何時でも証人に対し尋問することができる。
4. 証言を行う事実証人は、証言に先立ち、仲裁廷が適切であると判断する方法により、同人が証拠調べ期日において真実を述べることを誓うことを初めに確約しなければならない。専門家証人は、証言に先立ち、同人が証拠調べ期日において述べる意見が真に自己の意見であることを初めに確約しなければならない。証人が、証人陳述書又は専門家証人意見書を提出しているときは、これらを確認（confirm）しなければならない。当事者が合意したとき又は仲裁廷が命ずるときは、証人陳述書又は専門家意見書をもって、主尋問に代えることができる。
 5. 仲裁廷は、第 9.2 条の定めに従い、何人に対しても、当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ当該仲裁事件の結果にとって重要であると考えられる事項について、口頭又は書面による証拠の提供を求めることができる。当事者は、仲裁廷が呼び出して尋問を行った証人に対し、尋問することができる。

第 9 条 証拠の許容性及び証拠評価

1. 仲裁廷が、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力について判断をする。
2. 仲裁廷は、当事者の申立て又は職権により（on its own motion）、以下の事由があるときは、文書、陳述書、証言又は検証結果を証拠又は提出物から排除しなければならない。
 - (a) 当該仲裁事件との十分な関連性の欠如又は当該仲裁事件の結果にとっての重要性の欠如
 - (b) 仲裁廷が適用されると判断した法令若しくは倫理規則上の法的障碍（legal impediment）又は秘匿特権
 - (c) 証拠の提出要求に応じることが不合理な負担となる時
 - (d) 文書の紛失又は毀損が合理的に示されたとき
 - (e) 営業上又は技術上の秘密であるとの理由により、仲裁廷がやむを得ないと判断したもの
 - (f) 政治的あるいは機関において特別にセンシティブ（政府又は公的国際機関において秘密として扱われている証拠を含む。）であるとの理由により、仲裁廷がやむを得ないと判断したもの
 - (g) 手続の経済性、均衡、当事者の公正又は公平の考慮により、仲裁廷がやむを得ないと判断したもの
3. 第 9.2(b)条に定める法的障碍又は秘匿特権について検討するにあたり、仲裁廷が適用されると判断した強行規定又は倫理規則において認められている限度で、仲

裁廷は以下の事由を考慮することができる。

- (a) 法的助言を提供し又は得ることを目的とし、これに関連して作成された文書、陳述書又は口頭でのコミュニケーションの秘密を保持する必要性
 - (b) 和解交渉を目的とし、これに関連して作成された文書、陳述書又は口頭でのコミュニケーションの秘密を保持する必要性
 - (c) 法的障碍又は秘匿特権が発生したとされた時の当事者及び当事者のアドバイザーの期待
 - (d) 同意、既開示若しくは文書、陳述書、口頭でのコミュニケーション又はこれらに含まれている助言の積極的な使用 (affirmative use) その他を理由として、適用される法的障碍又は秘匿特権が放棄されている可能性
 - (e) 当事者間の公正及び公平を維持する必要性。特に、当事者が従わなければならない法令又は倫理規則が異なるとき。
4. 仲裁廷は、適切であるときは、適当な秘密保護を条件として、証拠が提出され、又は検討されることを許可するための必要なアレンジメントを行うことができる。
 5. 当事者が、文書提出要求に関し、適時に異議を申し立てず、かつ十分な説明をしないで求められた文書を提出しなかったとき、又は仲裁廷が提出を命じた文書を提出しなかったときは、仲裁廷は、当該文書が当該当事者にとって不利益なものである (adverse to the interest of that Party) と推認することができる。
 6. 当事者が、その他の関連証拠 (証言を含む。) の提出要求に関し、適時に異議を申し立てず、かつ十分な説明をしないで当該証拠を利用可能にしなかったとき、又は仲裁廷が提供を命じた証拠 (証言を含む。) を利用可能にしなかったときは、仲裁廷は、当該証拠が当該当事者にとって不利益なものである (adverse to the interest of that Party) と推認することができる。
 7. 仲裁廷は、当事者が証拠手続において誠実な対応をしなかったと仲裁廷が判断したときは、本規則上の他の措置に加え、仲裁費用 (証拠調べ手続に関連する費用を含む。) を割り当てるに際して当該事情を考慮することができる。

[翻訳者註] 社団法人日本仲裁人協会の翻訳プロジェクト・コアメンバー：
[Translator's Note] Core Members of the Translation Project by the Japan Association of Arbitrators (JAA):

赤川圭

Kei Akagawa

浅野左也香

Sayaka Asano

井口直樹 (プロジェクトリーダー)

Naoki Iguchi, Project Leader

河端雄太郎

Yutaro Kawabata

手塚裕之 (担当理事)

Hiroyuki Tezuka, Director of the JAA

矢倉信介

Shinsuke Yakura

(アルファベット順 Alphabetical Order)